

水道使用料・下水道使用料の納付月を町内で統一します

いままで地域によって異なっていた水道使用料、下水道使用料の納付月を平成19年度から町内で統一することといたしました。

従って、平成19年4月納付分から偶数月に下水道使用料（浄化槽、公共下水、農業集落排水）、奇数月に水道使用料（簡易水道、上水道）の請求をさせていただきます。

このため、平成19年4月と5月を調整期間としますので、前回までの金額と変動が生じる場合がありますが、使用者の皆さまにはご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【水道・下水道の納付月統一のための調整表】

下水道使用料

納付月	H19年2月	H19年3月	H19年4月	H19年5月	H19年6月	H19年7月
会見地区	12~1月 使用料	×	2~3月 使用料	×	4~5月 使用料	×
偶数月の納付 東西町、天津	1~2月 使用料	×	3月 使用料	×	4~5月 使用料	×
奇数月の納付 大国、法勝寺、能竹、賀祥、常清、金山	×	2~3月 使用料	×	×	4~5月 使用料	×
毎月納付 馬佐良、上長田、東長田	2月 使用料	3月 使用料	×	×	4~5月 使用料	×

水道使用料

納付月	H19年2月	H19年3月	H19年4月	H19年5月	H19年6月	H19年7月
会見地区	×	1~2月 使用料	×	3~4月 使用料	×	5~6月 使用料
偶数月の納付 法勝寺、倭、絹屋、橘、能竹、賀祥、東上簡水	1~2月 使用料	×	×	3~4月 使用料	×	5~6月 使用料
奇数月の納付 東西町、天津、大国の上記以外	×	2~3月 使用料	×	4月 使用料	×	5~6月 使用料
毎月納付 西伯簡水の東上以外、営業用	2月 使用料	3月 使用料	×	4月 使用料	×	5~6月 使用料

【お問い合わせ先】 上下水道課（法勝寺庁舎） 担当：仲田（66-4807）

廃車・名義変更等の手続きはお早めに！

軽自動車税は、4月1日に所有（使用）している方に課税されます。

スクラップ等廃棄処分された方、譲渡して現在所有していない方は、そのままにしておくと、いつまでも税金がかかります。早めに廃車・変更等の手続きをしましょう。

【お問い合わせ先】 原付（125cc以下）・農耕車

税務課（法勝寺庁舎） 担当：船原（66-4802）

軽自動車（2輪・3輪・4輪）・2輪小型

鳥取県自動車整備振興会（社）西部支部（33-9123）

情報☆なんぶ

平成19年2月16日発行

南部町行政だより 第43号

総務課 <http://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

米の生産調整と助成制度

南部町に対する平成19年産米の生産配分は3228.622t（平成18年産米の配分の101.33%）です。

助成制度（産地づくり交付金）は、平成19～21年も引き続き行われます。南部町全体で助成制度が統一されましたのでご確認ください。

南部町産地づくり交付金助成の種類		要件
団地化推進助成	集落単位でブロックローテーション計画を作成し、大豆を団地化して作付けした場合、大豆の作付面積に応じて、作付けを行った農業者に対して助成 （上限55,000円/1反）	1ha以上のまとまりある団地の面積が4ha以上とする。
土地利用集積助成	基幹作業を受け手農業者へ委託した場合、大豆の作付面積に応じて、委託を行った農業者に対して助成 （上限45,000円/1反）	耕うん、播種、収穫、乾燥のうち2つ以上の主要作業の委託
奨励作物集積助成	基幹作業を受け手農業者へ委託した場合、そばの作付面積に応じて、委託を行った農業者に対して助成 （上限32,000円/1反）	耕うん、播種、収穫、乾燥のうち2つ以上の主要作業の委託。収穫は必ず行う。
大豆出荷助成	大豆出荷数量に応じて、出荷した農業者に対して助成 （上限1,000円/1袋=30kg）	集積助成および団地化助成から収穫された大豆とする。
作物作付助成	水稻以外の作物作付けを行った場合、作付面積に応じて、作付け農業者に対して助成（加工米面積も対象） （上限6,000円/1反）	水田へ水稻以外の作物作付を実施

助成を受けたい方は、集荷円滑化対策（過剰米対策）加入が必要です。加入手続きは各JAで行っています。

【申請方法などのお問い合わせ】 鳥取西部農協 南部営農センター 担当：原（66-2150）

産業課（天萬庁舎） 担当：田村（電話64-3783）

今月の税金・上下水道料金

納期限 2月28日（水）（口座振替の方は2月27日（火）までに、通帳残高の確認をお願いします。）

税金	固定資産税 第4期 ・ 国民健康保険税 第9期
水道料	法勝寺地区全域・大国の一部（倭・西・絹屋・橘）・能竹・賀祥・馬佐良簡水・上長田簡水・東上簡水・東長田簡水・八金簡水・入蔵簡水・与一谷鍋倉簡水・笹畑大河内簡水・赤谷・営業用
下水道料	会見地区・西伯地区の水道料の徴収区域以外の部落・合併浄化槽を設置されている家庭

納付の方法は個人情報保護の観点からも、口座振替にさせていただきますようお願いいたします。

処分される場合は再生資源ごみとしてリサイクルしましょう。



職員による出前講座を開催します

町では行政課題や地域の課題、普段疑問に感じていることなどについて、町民の皆さまの要望に応じて説明会を行い、行政についての理解促進や暮らしと地域の向上を図るため、出前講座を開催します。

1. どのような人が出前講座の対象者となるのですか？

出前講座の対象は、次のとおりです。

町内の自治会、町内に住所を有する者等に構成された団体、情報、専門知識または技術の提供を希望する町民（講座を開催する趣旨を勘案して、おおむね10名程度の集まりを対象とします。ただし、自治会からの要望については人数の制限は設けませんので、お気軽にご相談ください。）

2. どのような内容について講座を開くのですか？

各課の「伝えたいこと」講座

日常業務のなかで、町民のみなさんに「これは知っておいてほしい」事柄や、説明を必要とする事項などを役場職員が説明する講座です。講座のテーマについては、ホームページ等で公開します。

町民が「知りたい」講座

町民の皆さまからの希望によりテーマを決定して行うのがこの講座です。

「このような内容について講義してほしい」などのご要望により、講座を開催します。

3. どこに問い合わせればよいですか？

出前講座を希望される方は、総務課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 総務課 担当：長尾、本田（66-3112）

戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者を永年介護された奥様のご苦労に対し、国として慰籍を行うことを目的として、戦傷病者の奥様に支給するものです。

【「第18回特別給付金」または「第20回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合】

次のいずれかの制度の対象となります。

上の国債を時効により失権した場合でも、各制度の対象となります。

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給

戦傷病者の方が平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

戦傷病者の方が、平成8年10月1日（または平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、一般の怪我や病気で死亡（平病死）された場合に、その妻に支給します。

「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給

戦傷病者の方が、平成8年10月1日（または平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給します。

【新たに戦傷病者の妻となられた場合】

平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

上の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金を受けている方と婚姻した妻に支給します。

【請求期間】 平成18年10月2日から平成21年9月30日まで

【お問い合わせ先】 町民生活課 環境衛生室（法勝寺庁舎） 担当：山尾（66-3116）

国民年金保険料は忘れずに納めましょう

国民年金保険料は、20歳から60歳になるまでの40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上の保険料を納める必要があります。40年間保険料を納めて、はじめて満額の年金となります。保険料を未納のままにしていると、万が一の事故や不幸にあったときなど年金が受けられない場合があります。

【国民年金保険料は便利でお得な口座振替で】

1年分または6ヶ月分の保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

口座振替日は4月30日（今年は4月30日が休日のため5月1日）です。

口座振替での前納は、平成19年2月28日までに社会保険事務所または金融機関でお申し込みください。月々の口座振替も早割（当月保険料の当月末引落し）にするとお得です。

通常の口座振替（当月保険料の翌月引落し）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引落しとなり、その後の保険料が50円割引となります。

【保険料の納付が困難なときは免除制度をご利用ください】

申請免除

決められた要件に該当すると、保険料の全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります。

学生納付特例制度

学生の方は、本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請をして承認されると保険料の納付が猶予されます。

若年者納付猶予制度

30歳未満の被保険者の方で、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請をして承認されると保険料の納付が猶予されます。

いずれの場合も追納して満額の年金を受けられるようにしましょう。

【お問い合わせ先】 米子社会保険事務所（34-6111）

町民生活課（法勝寺庁舎） 担当：湯浅（66-3114）

スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険は、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動を行う5名以上のアマチュアの団体を対象として、通常の経路往復中も含めたグループ活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故を補償するものです。

【保険期間】 平成19年4月1日から平成20年3月31日

対象となる団体	掛金 1人金額	傷害保険（保険金額）			
		死亡	後遺障害	入院	通院
・子供の団体（中学生以下） ・文化ボランティア・地域活動（高校生以下）	500円	2,000万円	3,000万円	日額 4,000円	日額 1,500円
・大人のスポーツ活動（16歳以上）	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
・老人クラブなど（60歳以上）	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円
・危険度の高いスポーツ活動	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円
賠償責任保険（支払限度額）（免責1,000円） 身体賠償：1人1億円・1事故5億円 財物賠償：1事故500万円		共済見舞金 突然死（急性心不全、脳内出血等）160万円			

【お問い合わせ先】（財）スポーツ安全協会鳥取県支部（0857-28-7221）

教育委員会（天萬庁舎） 担当：大塚、益田（64-3787）